

2011年5月13日

沖縄県教育委員会
教育委員長 中野 吉三郎 様
教 育 長 大城 浩 様

沖縄県教職員組合
中央執行委員長 山本 隆司

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 玉那覇 哲

2011年春闘要求書

日ごろより沖縄県の教育ならびに教職員の賃金・労働条件の改善のため、ご尽力されている貴職に対して敬意を表します。

学校現場では08年度の教職員勤務実態調査でも明らかなように、慢性的な超過勤務や休日出勤も当たり前の状態になっています。それにも関わらず、子ども向き合う時間や授業準時間が十分確保されていない現状があります。教職員が主体的に教育活動に取り組むほど心身ともに疲弊している実態が浮き彫りになっています。その結果、病気休職者の増加に歯止めがかからない状況です。特に精神疾患者については、早急な対策が必要になっています。

一方、昨年度特例措置による給与カットは廃止されましたが、人事委員会勧告による給与・一時金の引下げ、1月の義務教育等特別手当削減、2月の給料の調整額引き下げなど、教職員の生活状況は一層厳しいものになりました。医療負担や住宅ローン、教育費の負担が重くのしかかり、将来の生活への不安が高まる中、教育へ向ける労働意欲が高まらない状況にあることは間違いありません。

つきましては、貴職におかれましては、このような状況を認識し、教職員の職場環境の改善や生活維持・向上のため、下記事項の実現のため、最大限の努力をされるよう強く要求します。

記

1. 基本賃金及び諸手当の改善について

- (1) 基本賃金について、引き上げを図ること。
- (2) 一時金について、支給月数を改善すること。
- (3) 義務教育等教員特別手当の削減を行わないこと。
- (4) 一時金の「職務段階別(役職)加算」について改善すること。
- (5) 扶養手当については、支給条件の改善と支給額の引き上げを行うこと。
- (6) 住居手当については、支給条件の改善と支給額の引き上げを行うこと。
- (7) 通勤手当について
 - ①交通用具利用者の通勤手当を増額改定すること。
 - ②交通機関の利用者は全額実費支給とし、手当の支給外距離を、「1km未満」とすること。
 - ③高速料金の加算分については、支給要件を緩和すること。
- (8) 単身赴任手当の支給基準等を改善すること。
- (9) 事務職員(図書館司書を含む)・栄養職員の超過勤務については、勤務実態に応じた完全支給を

図ること。

(10) へき地手当で基準の見直しを行わないこと。

2. 職種別の給与改善等について

(1) 栄養職員の学校栄養主査の任用枠の拡大を図ること。

(2) 栄養教諭の任用枠を拡大し、処遇を改善すること。

(3) 事務職員・司書の昇格基準を改善すること。また、医療職、海事職の標準職務表及び昇格基準を改善すること。

(4) 事務職員の格付けに当たっては、その特殊性を鑑み、事務主査、事務主幹の枠拡大を図ること。また、一定年齢（経験年数）を考慮に入れ、行政職6級を実現すること。

(5) 図書館司書については、その身分を専任司書教諭として位置づけ、教育職給料表2級を適用すること。

(6) 幼稚園教諭の賃金については、義務制の教育職員の給与水準・給与体系を準用すること。

(7) 特殊技能や資格などを必要とする非常勤職員の賃金単価については、新たな給料表をつくること。

(8) 臨時的任用職員の任用発令日を4月1日とし、任用期限を3月31日とすること。

(9) 中途採用者の経験年数換算、号級調整を改善すること。また、初任給決定の格付け改善を行うこと。

(10) 国の省庁再編に伴う幼保一元化による幼稚園教諭の身分については、組合との協議の場を設定し慎重に取り扱うこと。

3. 労働条件の改善について

(1) 旅費について

① 自家用自動車を利用して出張する場合の車賃を引き上げ改善すること。

② 県内外への出張の旅行雑費を改善すること。

③ 離島又は遠隔地において定年退職する場合に、帰任旅費を支給すること。

(2) 育児休業制度における給付額の改善及び男性取得の促進を図ること。

(3) 育児休暇を1日120分、生後2年まで取得を認めること。

(4) 子の看護休暇については10日、2人以上の子を有する場合は15日に予防接種のための日数を拡大すること。

(5) 妊娠時の労働軽減を保障し、女性教員の妊娠中の体育代替教員を配置すること。

(6) 妊娠障害休暇の期間を10日に延長し、時間単位の取得とすること。

(7) 不妊治療に関する通院のための新たな休暇制度を策定すること。

(8) 病気休暇については、九州各県並みに180日に延長すること。

(9) 「復職支援プログラム」が行使しやすくなるよう、条件を整備し、各地教委、各学校長へ周知すること。

(10) 学校における精神性疾患等の要因を調査・分析し、具体的な対応策を早急に策定すること。

(11) 全小中学校へ事務職員を配置すること。

(12) 夏季休暇を7日に延長し、6月から10月までの取得期間を周知させること。

(13) 勤続10年目のリフレッシュ休暇を新設すること。

(14) 自己啓発・自己実現のための総合的な休業制度（リカレント休暇）の拡大を図ること。

(15) 08年7月の「教職員の勤務実態調査」の結果を踏まえ、労働条件の改善を早急に図ること。

(16) 学校単位での年休取得促進のための方策を図るための新たな通知を発出すること。

(17) 年休の起算日を9月1日とすること。

(18) 労働時間短縮を踏まえ、過重労働解消にむけた実効性のある対策を講じること。

- (19) 次世代育成支援対策推進プログラム前期の問題点を洗い出し総括するとともに、後期計画とその実行あるプログラムを明示すること。
- (20) 寄宿舎指導員・実習助手の名称を県独自の呼称として、「寄宿舎教諭」「実習教諭」に変更すること。

4. 福利厚生について

- (1) 離島・北部の職員住宅については安心して赴任できるように、借家借り上げ及び増築、改築施設設備の充実等の具体策を講ずること。
- (2) 人間ドックを全員が毎年受けられるようにすること。また、検査項目の拡大を図ること。
- (3) 総括労働安全衛生委員会を活性化させるため、労使協議会を定例化し、労働安全衛生事業を推進すること。
- (4) 小中学校における労働安全衛生委員会の設置について、市町村教育委員会に対して指導のさらなる強化を図ること。
- (5) 労働安全衛生委員会を機能させるために、安全衛生責任者、衛生管理者、衛生推進者の研修を行い、意識の高揚と資質向上を図ること。
- (6) 臨時的任用の申請者の内、前年度勤務した者に限っては、採用後の職員検診時に本務職員と同じ扱いとし、健康診断書の提出を免除し、個人負担の軽減を図ること。

5. 制度政策の要求について

- (1) 義務教育費国庫負担制度を堅持させ、国庫負担率の2分の1への復元を国に要請すること。
- (2) 「新・公立義務教育諸学校職員定数改善計画」の着実な実施と、今回見送られた「新・公立高校教職員定数改善計画」の実施に向けて国に要請すること。
- (3) 子どもたちに豊かな教育を保障するために、「30人以下学級」の完全実施に向けて年次的に実施すること。

6. 再任用制度について

- (1) 勤務形態にショートタイムを設けること。
- (2) 運用及び制度の改善について、組合と十分協議すること。

7. 職場の環境の改善について

- (1) 学校現場におけるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの実態(08教職員勤務実態調査)を踏まえ、その改善に向けた具体的対応策を示すこと。特にパワーハラスメントについては、早急に第三者機関を設置すること。また、「労働条件改善意見交換会」において組合と改善のための十分な協議をすすめること。

8. その他

- (1) 教職員評価システムについては、管理強化・多忙化に繋がらないようにし、処遇への反映をさせないこと。
- (2) 「主幹教諭」については、組合との確認事項(6項目)を踏まえて検証すること。実施については、引き続き組合と十分な交渉・協議を真摯に行うこと。
- (3) 「教員免許更新制度」については、対象者への周知徹底を図るとともに、具体的な負担軽減策を講ずること。
- (4) 初任研・経年研については、さらに短縮・負担軽減を図るとともに、研修制度全般について見直しを行うこと。
- (5) 教員候補者選考試験における受験年齢制限を撤廃すること。